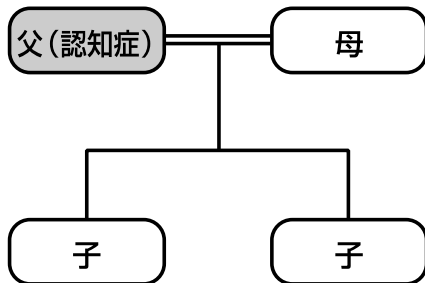


相続手続きについて

～(4) 成年後見制度について～

今回は、最近話題になっている成年後見制度について、相続発生前のケースを説明いたします。



Q. 父又は母がもし認知症になった場合にはどうなるか？

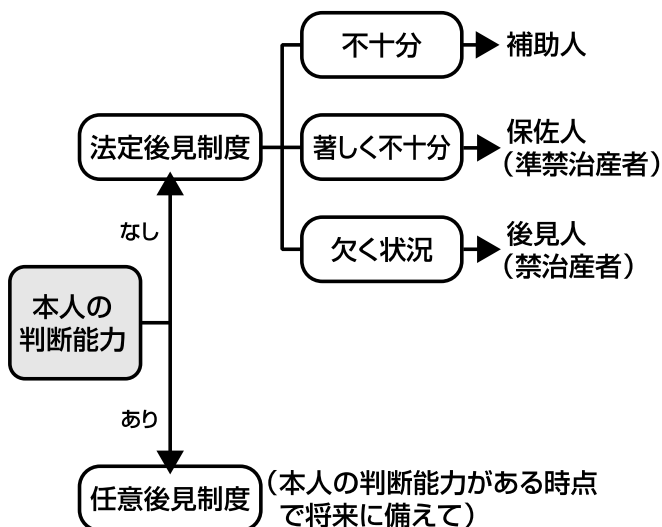
- (1) 預貯金は引き出せなくなる？
- (2) 不動産を処分するには？

1. 概要として

成年後見制度とは何か？

平成12年4月1日に新たに施行されました。今までは禁治産者及び準禁治産者の後見人及び保佐人としての制度がありましたが、十分に機能していませんでした。そこで、下記の図のように改正されました。

〈成年後見制度の概要図〉



2. 認知症の症状による後見等の方法

図にあるように、判断能力の不十分（認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等）の違いにより次のように区分されます。

(1) 補助（精神上の判断能力が不十分な方）

- ① 重要な財産の購入・処分等について、判断能力が不十分なため適切に出来るかどうか不安な方。
- ② 「まだら呆け」の軽度な方

(2) 保佐（精神上の判断能力が著しく不十分な方）

- ① 日常の買い物には不自由しないが、重要な財産の購入・処分等を自分では適切に行うことができず、常に他人の援助を受ける必要のある方
- ② 「まだら呆け」の重度な方

(3) 後見（精神上の判断能力を欠く状況にある方）

- ① 日常の買い物も自分で出来ない方
- ② 日常的な事柄（自分の居住場所、家族の名前等）が分からなくなっている方
- ③ 植物状態にある方

3. 認知症になってしまったら・・・

上記にあるように本人の判断能力が不十分～欠く状況まで様々です。後見人等を家庭裁判所において選任してもらう必要があります。そのためには、親族等からの申し立てが必要となります。

後見人等が選任されていない場合には、本人の行為（消費権があるもの）により財産の処分等が行われる等（詐欺等）、多額の被害を被る場合もあります。

(1) 銀行取引について

銀行取引において本人確認が必要となり、後見人等の審判を受けたことを事前に届け出ておく必要があります。本人による取引が出来なくなり、後見人等がその財産の管理を行うこととなります。

(2) 不動産の処分等について

居住用不動産の処分は、家庭裁判所の許可を受ける必要があります。もし、許可なく勝手に処分した場合には、その取引は無効となりますので、ご注意ください。